

舟橋村選挙管理委員会告示第4号

期日前投票所の投票管理者、同職務代理者の住所、氏名、職務を行うべき日について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、令和8年2月8日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者に選任した者の住所、氏名及び職務を行うべき日は、次のとおりである。

令和8年1月27日

舟橋村選挙管理委員会
委員長 林 清輝



令和8年2月8日執行 衆議院比例代表選出議員選挙における
期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者

投票管理者		同左職務代理者		職務を行うべき日		
住 所	氏 名	住 所	氏 名	月	日	曜日
舟橋村	森岡 大介	富山市	田中 宏幸	1	28	水
舟橋村	工藤 拓也	富山市	田中 宏幸	1	29	木
富山市	藤岡 育子	富山市	田屋 真佐美	1	30	金
舟橋村	工藤 拓也	富山市	田屋 真佐美	1	31	土
舟橋村	杉田 高央	富山市	田中 宏幸	2	1	日
舟橋村	老田 幸雄	富山市	田中 宏幸	2	2	月
舟橋村	森岡 大介	富山市	田屋 真佐美	2	3	火
舟橋村	工藤 拓也	富山市	田中 宏幸	2	4	水
富山市	平澤 千織	富山市	田中 宏幸	2	5	木
舟橋村	泉 智子	富山市	田屋 真佐美	2	6	金
滑川市	黒田 綾子	舟橋村	喜田 義樹	2	7	土